

# 法人の財産管理について

## ～横領事件等発生防止のチェックポイント～

法人職員による横領事件が、公益認定等委員会が把握しているだけでも複数件発生しています。ここでは、横領事件等の発生を未然に防ぐためのチェックポイントを紹介します。

公益法人の財産は税制優遇を受けて形成されたものであり、法人やその構成員のみならず、いわば国民から託された財産と言っても過言ではありません。

法人における日常の財産管理を適正に行うことにより、横領や盗難などの被害の発生を未然に防ぐことは、法人運営の基本中の基本です。

たとえ規模の小さい法人でも、現金や預金の管理について特定の担当者に任せきりにせず、法人の理事や事務局長の下、法人の実情に応じた責任ある管理体制を設けることが重要です。

多くの法人にとっては言うまでもないことと思いますが、少なくとも、以下のような3つのポイントが徹底されているか、改めて確認してみてください。

### <チェックポイント！>

1. 印鑑と預金通帳を別々に保管すること。
2. 日常引き出すお金は、多額のお金を預けている口座とは別の小口現金口座で管理すること。
3. 銀行等の残高確認は理事等の責任者や監事が直接行うこと(残高証明書等の偽造防止のため)。

※上記1. や2. の管理は、可能な限りそれぞれ別の役員や職員が行うことが望ましいですが、体制上それが難しい場合には、3. の確認を頻繁に行うなどのチェックの強化が必要です。

上記のような基本的事項が実施できていないまま財産被害が発生した場合、公益法人の財産管理が適正に行われておらず、認定基準の一つである「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」(認定法第5条第2号)に問題があるとして、場合により、公益認定が取り消されることがあり得ます。また、法人の理事や監事が管理責任を果たしていないとして、たとえ無報酬であっても損害賠償を求められることもあり得ます(一般法人法第111条、第198条等)ので、御注意ください。